

糸島市告示第 **158** 号

公 示 送 達 書

別紙に記載の者は、居所・住所（事業所、事務所）ともに不明につき、下記書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、次のように公示送達をします。受領に来庁されれば、いつでも交付します。

令和8年 **7** 月**17** 日

糸島市長 月 形 祐 二



1 書類名

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1)督促状（令和8年度市県民税・森林環境税特別徴収4月分） | 2件 |
| (2)督促状（令和8年度軽自動車税全期） | 3件 |

2 保管場所 糸島市役所市民部収税課

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

別紙

督促状（令和8年度市県民税・森林環境税特別徴収）

[illegible]

別紙

督促状（令和8年度軽自動車税）

[illegible]